

手稲山地区の地すべり対策は「国が実施する事業」になりました

手稲山地区には、大規模な地すべりが発生するおそれのある箇所が存在します。このため、北海道及び札幌市では、土砂災害警戒区域の指定やハザードマップの周知等により、警戒避難体制の整備を進めてきました。

また、地すべりは一旦動き始めると停止が困難であるため、事前防災の重要性を踏まえ、国・北海道・札幌市が連携し、地すべり防止区域の指定、有識者委員会の開催や地域のみなさまへの説明会の開催などの取組を進めてきました。

こうした取組を経て、令和8年4月から手稲山地区の地すべり対策は「国が実施する事業」となりました。地すべり対策の効果が早期に発現するよう取り組んでまいります。



土砂災害警戒区域 (地すべり): 土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。令和元年5月指定。
地すべり防止区域: 地すべり防止工事に必要な区域、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為が制限される区域。令和7年2月指定。

■ モニタリング映像のLive配信

北海道開発局河川計画課の公式Youtubeチャンネルにて、市道の亀裂箇所のモニタリング映像をLive配信中です。



Live配信リンク

■ これまでの取組

- 令和元年5月 「土砂災害警戒区域 (地すべり)」の指定 (北海道)
- 令和7年2月 「地すべり防止区域」の指定 (国土交通省)
- 令和7年5月 地すべり検討委員会の開催 (12月に2回目を開催)
- 令和7年7月 手稲山地区地すべり対策に関する説明会の開催
- 令和7年8月 計画段階評価検討委員会の開催
- 令和8年2月 オープンハウス型説明会の開催
- 令和8年3月 新規事業採択時評価に関する委員会の開催
- **令和8年4月 手稲山地区直轄地すべり対策事業の新規事業化**

※ 引き続き、地すべり対策の進捗状況等、情報共有を図ってまいります

■ 問合せ先

国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部 ☎ 011-611-0329 (内線3322、3325)
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 ☎ 011-561-0452、011-561-0463
札幌市危機管理局 危機管理部 ☎ 011-211-3062

手稲山地区地すべり対策の最新情報はこちら



北海道開発局HP



北海道HP



札幌市HP